

入札参加資格審査申請要領

測量・建設コンサルタント等(定期申請用)

	測量・建設コンサルタント等
申請受付期間	令和 7 年 11 月 10 日(月) から 令和 7 年 12 月 12 日(金) まで 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで ※ 土・日・祝日を除きます。
提出書類受付期間 (新規申請の方のみ)	令和 7 年 11 月 10 日(月) から 令和 7 年 12 月 26 日(金) まで ※ 最終日は午後 5 時 30 分必着です。
承認日	令和 8 年 4 月 1 日
資格有効期間	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 11 年 3 月 31 日 まで(3 年間)

※ 「工事請負」の承認期間は令和 9 年 3 月 31 日まで、「物品供給等・業務委託」の承認期間は令和 10 年 3 月 31 日までとなっているため、今回は定期申請の受付はありません。

※ 「工事請負」又は「物品供給等・業務委託」の入札参加を希望される方は、現在受付中の随時申請を行ってください。なお、「工事請負」と「測量・建設コンサルタント等」の両方に登録することはできません。

- この要領には、大阪市の入札参加資格審査の申請に必要な事項が記載されています。
申請にあたっては必ずこの要領をお読みください。
- 申請は、大阪市電子調達システムホームページの「業者登録システム」に必要なデータを入力してください。
 - 継続申請の方は、手続き完了です。(証明書類等の提出はありません。)
 - 新規申請の方は、書類一式を出力し必要事項を記入・押印したうえで証明書類等を同封して送付又は契約管財局契約部に設置の受付箱に投函することで完了します。
- 今回の入札参加資格審査の結果、承認されますと有資格者として大阪市電子調達システムホームページ上の入札参加有資格者名簿情報において、商号又は名称や住所等の情報を公表します。
- この申請等で収集された情報は、個人情報の保護に関する法律及びその他の関連する法令等に従い大阪市の入札参加資格審査事務並びに入札・契約事務においてのみ利用されますが、他の官公庁から照会があれば情報提供することがあります。また、大阪市情報公開条例に基づきその全部又は一部を公開することがあります。

目 次

1	入札契約業務における大阪府・大阪市の連携について	2 ページ
2	資格要件	3 ページ
3	申請から承認まで	5 ページ
4	種目	8 ページ
5	注意事項	9 ページ
6	大阪市電子入札案件お知らせメールサービス	10 ページ

資料 1	誓約事項	11 ページ
資料 2	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（抄）	12 ページ

帳票見本	15 ページ
大阪市使用印鑑届記載例	16 ページ
大阪市からのお知らせ	17 ページ
よくある質問と回答	18 ページ
申請についてのお問い合わせ	21 ページ

1 入札契約業務における大阪府・大阪市の連携について

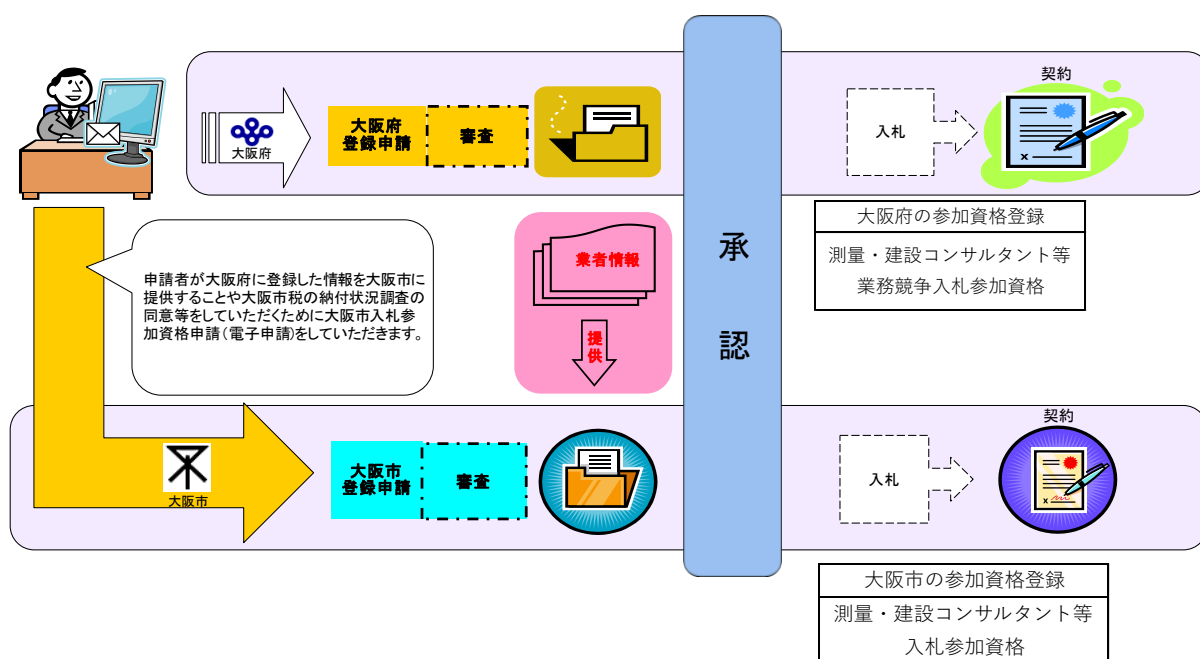
大阪市・大阪府の連携により、申請の負担軽減をはかっています。

大阪市が実施する入札参加資格審査は、「大阪府の入札参加資格者名簿に登録されていること」を資格要件のひとつとすることによって、申請にかかる負担を軽減しています。

大阪市には、比較的簡単な手続きを行っていただくことで申請が完了します。承認後は、申請者が大阪府に登録した情報の提供を受け、大阪市の入札・契約事務に利用します。

- 継続申請の方は、大阪市への申請は、電子申請のみです（証明書類等の提出は不要です。）
- 新規申請の方は、大阪市への申請は、電子申請とわずかな証明書類等を送付するのみです。

※ 大阪市の審査要件として、大阪市税に係るすべての徴収金を完納しているか納付状況について調査させていただきます。調査の結果、未納があった場合は大阪市の入札参加資格の承認を受けられませんのでご注意ください。



2 資格要件

次の要件を全て満たすことが必要です

- ① 令和 8 年 4 月 1 日時点で大阪府の測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- ② 大阪市税に係る徴収金を完納していること（ただし、大阪市税の納税義務を有する者に限る。）
- ③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと



① 令和 8 年 4 月 1 日時点で大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿に登録されていること

- 大阪市の入札参加有資格者として承認されるには、大阪市の承認日に大阪府の測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿に登録されている必要があります。大阪市の承認日までには大阪府に登録されるためには、令和 7 年 11 月 10 日から令和 7 年 12 月 12 日までに大阪府に入札参加資格審査申請が必要です。
- 大阪府への申請に関しては、「大阪府の競争入札参加資格審査申請に関すること」（21 ページ）にお問い合わせください。
- 大阪市の承認日に大阪府に登録されている種目が、大阪市にも登録されます。
- 大阪市への申請を行った時点で大阪府の競争入札参加資格者名簿に登録されていても、大阪市の承認日に登録されていない場合は、大阪市の承認は受けることができませんので、ご注意ください。

② 大阪市税に係る徴収金を完納していること（ただし、大阪市税の納税義務を有する者に限る）

大阪市税に係る徴収金を完納していることが要件となります。

大阪府に申請されたすべての方について、大阪市税に係る徴収金を完納しているかどうか、大阪府で調査させていただきます。

未納があった場合は、大阪府の入札参加資格の承認を受けることができませんのでご注意ください。

大阪市税に係る徴収金は、次のとおりです。

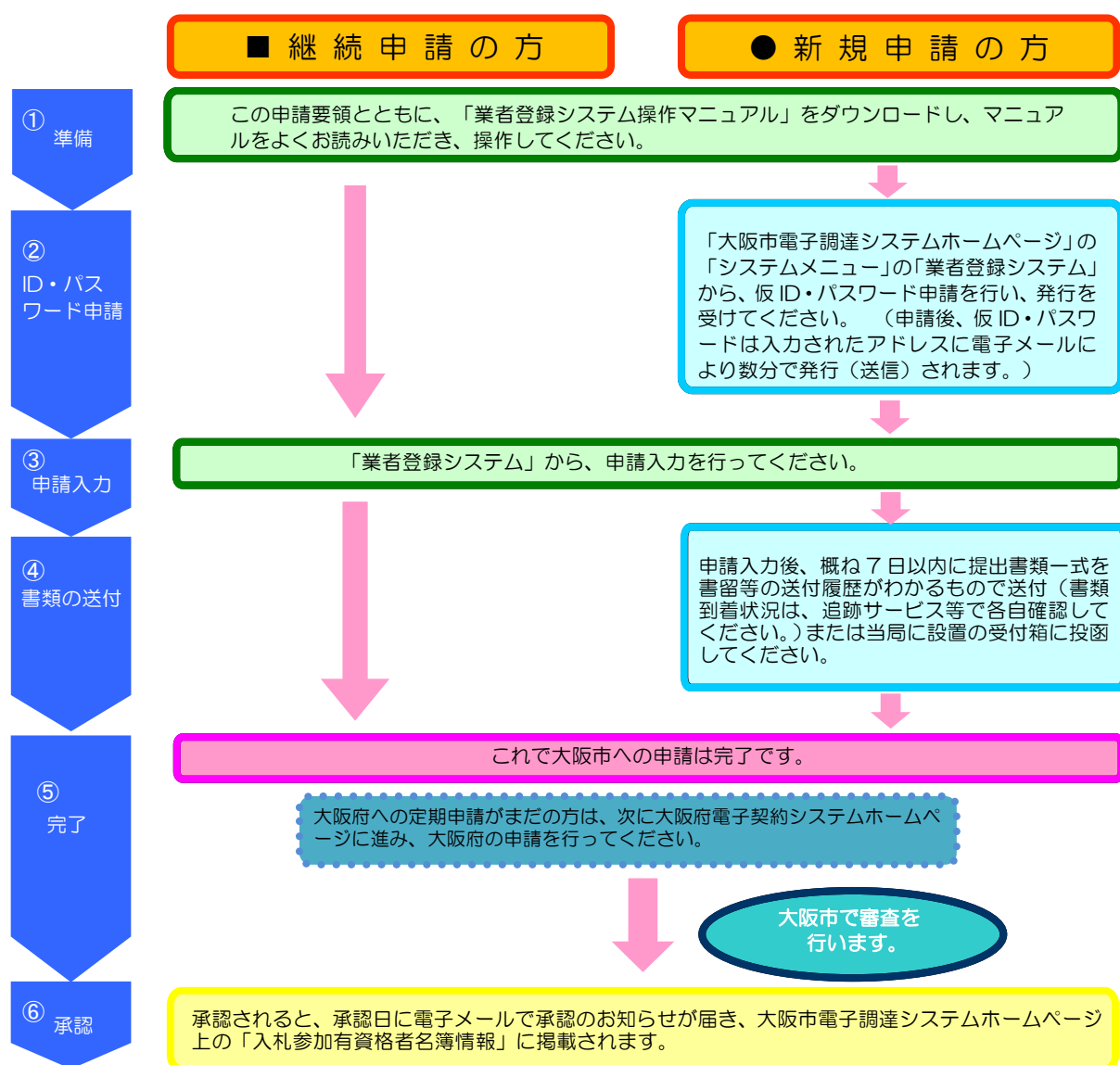
法人市民税、市民税・府民税・森林環境税（普通徴収）、市民税・府民税・森林環境税（特別徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）、事業所税、市たばこ税、入湯税、上記市税に係る延滞金、重加算金、不申告加算金及び過少申告加算金

- ③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

詳しくは、「資料 2 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（抄）」をご覧ください。

3 申請から承認まで

	測量・建設コンサルタント等
申請受付期間	令和 7 年 11 月 10 日（月） から 令和 7 年 12 月 12 日（金）まで 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで ※土・日・祝日を除きます。
提出書類受付期間 （新規申請のみ）	令和 7 年 11 月 10 日（月） から 令和 7 年 12 月 26 日（金）まで ※ 最終日は午後 5 時 30 分必着です。
承認日	令和 8 年 4 月 1 日
資格有効期間	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 11 年 3 月 31 日 まで（3 年間）



① 準備

- この申請要領とともに、大阪市電子調達システムホームページ（資料・ご案内 各種資料ダウンロード）から、『オンライン操作マニュアル（業者登録システム 申請関係）』をダウンロードし、マニュアルをよくお読みいただき、操作してください。

② 仮 ID・パスワード申請（新規申請）

● 新規申請の方

- 申請には ID・パスワードが必要です。
※ ID は、アルファベット 1 文字と 8 桁の数字で構成されています。
測量・建設コンサルタント等の ID は「C（半角大文字）」で始まります。
工事請負用又は物品供給等・業務委託用の ID は使用できませんのでご注意ください。
- 申請にあたっては、大阪市電子調達システムホームページの「業者登録システム」から、仮 ID・パスワードを申請し、発行を受けてください。
申請後、仮 ID・パスワードは入力されたアドレスに電子メールにより数分で発行（送信）されます。
- ※ 現在、大阪市の「測量・建設コンサルタント等」の入札参加有資格者の方は、すでにお持ちの ID を使用しますので、新規に ID の発行を受けないようご注意ください。

③ 申請入力（継続申請・新規申請）

■ 継続申請の方

- 現在、大阪市の入札参加有資格者の方は、すでにお持ちの大阪市の測量・建設コンサルタント等 ID を使用し、大阪市電子調達システムホームページから、「業者登録システム」にログインし、誓約事項を確認のうえ申請してください。（書類の提出はありませんので、これで完了です。）

● 新規申請の方

- ②で発行された ID を使用し、大阪市電子調達システムホームページから、「業者登録システム」にログインし、申請データを入力してください。
- 今回の申請で入力いただく情報は、申請者の確認のために利用します。承認後は大阪府へ登録された情報に置き換わります。
- 大阪市に新規に申請を行う方のうち、大阪府に登録済みの方や大阪府に申請手続き中の方は、大阪市への申請時に大阪府の業者番号（ID：7 桁の数字）を入力してください。
大阪市への申請入力時において、大阪府への登録又は申請手続きをされていない方については、大阪市への申請が済んだ後、大阪府へ申請を行ってから、改めて大阪市電子調達システムホームページから、「業者登録システム」にログインし、大阪府の業者番号を入力してください。
- ※ 過去に大阪市の入札参加有資格者であった場合でも、申請時点で大阪市の入札参加有資格者でない場合は、その ID は利用できません。新規申請の方と同様に、新たに仮 ID・パスワードを取得してください。
- ※ 現在の名簿情報から変更がある場合は、すみやかに大阪府へ競争入札参加資格者名簿の変更手続きを行ってください。
- ※ ID・パスワードを忘れた方は、ID・パスワード再発行手続きを行ってください。

④ 書類の送付（新規申請）

■ 継続申請の方

- ・ 現在、大阪市の入札参加有資格者の方は、書類提出は不要です。（電子申請のみで申請が完了します。）

● 新規申請の方

- ・ 申請入力後概ね7日以内に、次の提出書類一式を書留等の送付履歴がわかるもので送付（書類到着状況は、追跡サービス等で各自確認してください。）又は、契約管財局契約部に設置の受付箱に投函してください。（提出書類受付最終日は午後5時30分必着です。）
- ・ 提出書類は、A4 用紙（縦型）により片面印刷してください。また、提出にあたっては、システムから出力される「宛名ラベル」を封筒（角形 2 号）に必ず貼付してください。
- ・ 書類を提出する前に必ず控えを取っておいてください。（後日、提出書類の審査を行った際、訂正等ご連絡することがあります。）
- ・ 提出書類一式に定めた書類以外の書類は提出不要です。不要な書類（書状、会社パンフレット等）の提出があった場合は、返却せず大阪市内で破棄します。

<提出書類一式>

	書 類 名	説 明	
1	大阪市提出書類 確認表（システム出力様式）	これにより提出書類に不足がないか確認してください。また、この提出書類確認表も同封して提出してください。	
2	大阪市 使用印鑑届 （システム出力 様式）	実印	・ 実印を押印してください。 ・ 「3 印鑑証明書又は印鑑登録証明書」と同一の印に限ります。
		使用印	【代表者（本店登録）の場合】 ・ 実印を使用する場合は、実印を押印してください。 ・ 実印と異なる印を使用する場合は、代表者の役職名又は氏名（氏名、氏又は名）が表示された印を押印してください。 【受任者（支店登録）の場合】 ・ 受任者の役職名又は氏名（氏名、氏又は名）が表示された印を押印してください。 【注意事項】 ・ 入札、見積り、契約の締結、共同企業体の結成等に使用します。 ・ 商号等が表示されていない印でも登録可能です。 ・ 次の印は登録できません。 × 商号等又は氏名、役職名が登録内容と異なる印（実印、役職の一部を表示した印は登録可能） × 商号等のみ、部署名のみ印 × 受任者を設定している場合の代表者の実印 × スタンプ印
3	印鑑証明書 又は 印鑑登録証明書 （原本）	・ 法人の場合は、法務局発行の印鑑証明書を提出してください。 ・ 個人の場合は、市区町村発行の本人の印鑑登録証明書を提出してください。 ※ 申請日より 3 ヶ月以内に発行された原本に限ります。	

⑤ 完了

- 申請受付期間内に 2 回以上の申請を行った場合、1 回目の申請内容が有効となり、2 回目以降の申請は無効となります。
- 申請データを入力し送信した後は修正ができない状態になっていますので、入力誤りが判明した場合は、大阪市の担当（21 ページを参照してください。）まで連絡してください。
なお、書類提出後の修正があった場合は、再度書類を提出していただくことがあります。
- 申請完了から承認日までに、申請した内容を確認したい場合は、業者登録システムから確認してください。
- システム障害時、サーバメンテナンス時のほか特に受付期間終了間近はアクセスが集中し、ご利用いただけない場合がありますので、期限まで十分余裕を持ってデータ入力をお願いします。

⑥ 承認

- 大阪市内で入力内容及び提出書類を確認した結果、承認となる場合は、承認日に電子メールで承認のお知らせが届きます。また、大阪市電子調達システムの「入札参加有資格者名簿情報」において公表します。

電子メールは大阪府に登録した次のアドレスに送信されます。

本店登録の場合	「本店メールアドレス」
支店登録の場合	「営業所・支店メールアドレス」

- 承認通知書等の書面は発行しませんので、ご了承ください。
- 大阪市の「入札参加有資格者名簿情報」に公表される情報や、大阪府が契約事務に利用する情報は、大阪府への申請時に入力いただいた情報ではなく、大阪府に登録された情報です。
- 大阪府で承認される種目は、承認日に大阪府の「測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿」に登録されている種目です。（詳しくは、「4 種目」をご覧ください。）

4 種目

種目の登録については、承認日時時点で大阪府に登録されているものが、大阪府に登録されるため、大阪市への種目登録は不要です。

なお、種目の変更を希望する場合は、大阪府へ申請して認定を受けてください。大阪市の種目は大阪府の認定日と同日（毎月 1 日付け）に変更されます。

大阪市の種目一覧は、この申請要領とは別に用意しています。申請する区分に対応した種目一覧をご覧ください。種目一覧には、それぞれの種目に対応した大阪市の発注例を記載しています。

区分	大阪市の種目登録	種目一覧
測量・建設コンサルタント等	大阪府と同様	（別冊）測量・建設コンサルタント等用

5 注意事項

- (1) 申請内容（提出書類を含む）の重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事項について申告しなかった場合には、入札参加資格の承認を受けられず、また、承認後に発覚した場合には、資格を取り消すことがありますので十分注意してください。
- (2) 申請受付期間内の申請行為（システムへのデータ入力と提出書類の送付（持参））は 1 度限りとします（本社と営業所の個々の申請や、営業所ごとの申請は不可）。また、大阪市の承諾なく複数の申請行為を行ったり、提出書類に加筆や訂正をしたり、システム出力様式に関し、システムから出力される様式以外のものを使用した場合は、申請が無効となる場合がありますので十分注意してください。
- (3) 申請内容に不明な点等があった場合は、大阪市より電話等で連絡する場合がありますので、申請内容については必ず控えを取っておいてください。
- (4) 大阪府の登録を受けるための各種提出書類のうち、「府税に関する納税証明書（府税事務所発行）」及び「消費税及び地方消費税の納税証明書（税務署発行）」に関して、いずれの証明書についても大阪市では交付できませんので、誤って区役所・市税事務所等にお越しにならないようご注意ください。
- (5) 大阪市は、入札参加資格審査申請を統一して行っています。したがって、この申請以外に他局（水道局等）へ入札参加資格審査申請する必要はありません。（比較見積については、それぞれの局または事業所等へお問い合わせください。）
- (6) 承認後、会社情報に変更が生じた場合は、大阪府へ変更申請を行ってください。大阪府で変更となった日の翌開庁日に大阪市の登録内容が変更されます。なお、変更内容によっては書類の提出が必要となる場合がありますので、大阪市電子調達システム『オンライン操作マニュアル（業者登録システム 第 10 章 帳票の印刷（変更が生じた場合））』をご確認ください。
- (7) 法人化・会社合併・会社分割・事業譲渡による変更が生じた場合は、大阪府で手続きを行っていただく必要があります（大阪府の連絡先は 21 ページを参照してください。）手続きが完了しない場合は、大阪市の入札に参加できない場合があります。
- (8) 大阪市に登録した**種目の追加**を希望する場合は、大阪府へ申請して認定を受けてください。また、**種目の抹消**を希望する場合は、大阪府へ届出を行ってください。大阪府において種目の増減があった場合、大阪市の種目も増減します。大阪市の種目は、大阪府で変更となった日の翌開庁日に変更されます。
- (9) 申請にあたり、行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

6 大阪市電子入札案件お知らせメールサービス

電子入札案件の公開をメールでお知らせします

大阪市の電子入札案件の公開があったことを、電子メールでお知らせする『大阪市電子入札案件お知らせメール』のサービスが利用できます。

このサービスは、大阪市の入札参加有資格者の方がご利用でき、お知らせを希望する種目の電子入札案件が公開されたことを、電子メールでお知らせするサービスです。

大阪市電子入札案件お知らせメールについて

対 象	大阪市の入札参加有資格者の方
登録受付	随時（土・日・祝日・年末年始を除く午前 9 時から午後 5 時 30 分まで）
登録方法	インターネットを利用して、『大阪市電子調達システム』から登録してください。 業者登録システムにログインし、「電子入札案件お知らせメール」メニューから、お知らせを希望する種目や送信先メールアドレス（6 つまで）を登録してください。
メール配信	お知らせを希望する種目の案件が公開された日の午前 10 時から午前 11 時の間にメールを配信します。（午前 10 時以降に公開された案件については、翌開庁日に配信します。）

注意事項

- お知らせの対象となる案件は、大阪市電子調達システムで公開された一般競争入札、事後審査型制限付一般競争入札、公募型指名競争入札、総合評価一般競争入札の電子入札案件です。
- 工事請負、物品供給等・業務委託、測量・建設コンサルタント等のうち、複数の入札参加資格をお持ちの方は、いずれかの ID でログインしていただくことで、全ての種目の登録ができます。
- 携帯電話のメールアドレスの登録も可能ですが、メール本文から電子入札案件情報へのリンクが機能しない場合があります。
- 電子入札案件お知らせメールの登録解除、種目の変更、メールアドレスの変更も、業者登録システムから行えます。
- 大阪市の入札参加資格がなくなった場合は、自動的に登録は解除されます。
- 電子入札案件お知らせメールの登録画面の「ご注意」もよくお読みください。
- メールを受信ができない場合は、ネットワーク設定やメール設定を確認し、「@keiyaku.city.osaka.jp」のドメインからのメールが拒否設定されていないかをご確認ください。

差出人(M) ↓
 宛先...
 C C (C)...
 件名(U) 大阪市電子入札案件お知らせメール 平成: 年 月 日 午前10時配信【電子入札案件情報提供サービス】

※登録者様へ
 平成: 年 月 日 午前 10 時から平成: 年 月 日 午前 10 時までの間に、大阪市電子調達システムで公開されました電子入札案件をお知らせします。...

○契約管理対象の案件...
 (工事請負)...
 F02A 建築工事 2 件...

(物品供給)...
 F01 事務用品・機器 1 件...
 F19 産業用機器 1 件...

○各所属の案件（電子入札案件のみ）...
 (業務委託)...
 F002 事務所移転 3 件...

電子入札案件の詳細は『大阪市電子調達システム』ホームページで確認してください。...

配信停止・登録内容の確認...
 https://www2.keiyaku.city.osaka.jp/gt1/3V0/...

...このメールは平成: 年 月 日 午前 10 時時点です。変更・中止となる場合がありますので、予めご了承ください。...

...このメールは送信専用メールアドレスから配信されています。ご質問などある方は下記へお問い合わせください。なお、このメールアドレスに返信されてもお答えできません。...

...このメールに心当たりがない方は、お手数ですが大阪市契約管理事務局契約部契約制度課（06-6484-7052）までご連絡ください。...

大阪市契約管理事務局 契約部 契約課...
 工事契約グループ 06-6484-7424・7893（工事）...
 物品契約グループ 06-6484-7356（物品）...
 業務委託グループ 06-6484-7053（委託・コンサル）...
 ※ 各所属の案件に関するお問い合わせは入札説明書に記載の契約・入札担当にお問い合わせください。...

資料 1 誓約事項

大阪市への入札参加資格審査申請時に、「業者登録システム」上で次の事項に同意いただけるかどうかの確認を行います。

同意いただけない場合は、大阪市への申請はできません。

誓約事項	内 容
誓約事項 1	大阪市税に係る徴収金を完納しています。
誓約事項 2	入札参加資格審査時及び入札参加資格の承認期間中に大阪市税に係る徴収金の納入状況及び申告状況を大阪市が調査し、その調査結果を資格承認事務等に利用することを承諾します。
誓約事項 3	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に掲げる措置要件に該当する行為を行いません。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱による措置を受けた場合は、同要綱に基づく公表がされることを承諾します。
誓約事項 4	大阪市により営業所の実態調査が行われることを承諾します。調査の結果、大阪市競争入札参加停止措置要綱に該当することになった場合、停止措置を受けることを承諾します。
誓約事項 5	承認日時点で、大阪府の測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、この申請が取り消されることを承諾します。
誓約事項 6	承認後、大阪府の測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿から抹消された場合、または登録種目に増減があった場合は、大阪市の入札参加有資格者名簿から抹消、または登録種目が増減されることを承諾します。
誓約事項 7	大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格の登録のために大阪府に提出した情報を、大阪市が大阪府から提供を受けることを承諾します。

資料 2 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（抄）

（目的）

第 1 条 この要綱は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 7 条から第 9 条の規定に基づき、本市が締結する公共工事等及び売払い等の契約から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するための措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（入札等除外措置等）

第 3 条 市長は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、条例第 8 条の規定に基づき、契約部会の答申を経て、当該有資格者を公共工事等及び売払い等の契約から同表に定める期間において、排除する措置（以下「入札等除外措置」という。）を行うものとする。ただし、市長が緊急その他の事由があると認めるときは、契約部会の答申を経ることなく当該有資格者について入札等除外措置を行うことができる。

2 前項の規定は、入札参加資格の登録（大阪府における登録を含む。）を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から 1 年を経過しない者（以下「登録取下げ者」という。）及び入札等除外措置を受けた有資格者を構成員として含む共同企業体についても適用する。この場合において、別表中「有資格者」とあるのは「登録取下げ者」と読み替えるものとする。

3 市長は、前 2 項の規定に基づき入札等除外措置を行った有資格者及び登録取下げ者について、入札等除外措置を行った日から別表各号に定める期間を経過し、かつ当該有資格者から入札等除外措置の解除の申出があり、別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、契約部会の答申を経て、入札等除外措置を解除するものとする。この場合において市長は、別表各号いずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する資料等の提出を求めることができる。

4 市長は、第 1 項若しくは第 2 項の規定により入札等除外措置を行ったときは、その事実が別表各号に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該措置を受けた者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）、入札等除外措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

（注意喚起）

第 4 条 市長は、前条に定めるほか、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、当該有資格者及び登録取下げ者に対し、必要な措置をとるべきことを注意喚起するものとする。

（有資格者の審査における排除）

第 5 条 市長は、条例第 8 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、有資格者の審査に際し、入札等除外措置を受けている者の資格を認めてはならない。

（下請負等の禁止及び下請契約の解除等）

第 9 条 局長等は、条例第 7 条の規定に基づき、公共工事等の契約の相手方が前条各号に掲げる者を、下請負人等とすることを許してはならない。

2 局長等は、公共工事等において前条各号に掲げる者を下請負人等としてしていると認めるときは、条例第 8 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、当該公共工事等の契約の相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めるものとする。

（契約の解除の指導）

第 11 条 局長等は、条例第 8 条第 1 項第 6 号又は第 7 号の規定に基づく契約解除ができるよう、公共工事等及び売払い等の契約締結に当たり当該契約書に暴力団排除条項を盛り込むとともに、当該契約の相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たって暴力団排除条項を盛り込むよう指導するものとする。

（入札等除外措置の通知等）

第 16 条 市長は、第 3 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による入札等除外措置、同条第 3 項の規定による入札等除外措置の解除、第 4 条の規定による注意喚起又は第 12 条第 6 項の規定による誓約書違反の公表を決定したときは、遅滞なく、当該措置等又は公表の対象者に通知するものとする。

○ 別表

措 置 要 件	措 置
1 有資格者又はその役員等が、暴力団員であると認められるとき	左の認定をした日から 2 年を経過し、かつ改善されたと認められるまで
2 有資格者又はその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき	左の認定をした日から 1 年を経過し、かつ改善されたと認められるまで
3 有資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき	
4 有資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき	
5 有資格者又はその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、その相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前各号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき	

（参考）大阪市暴力団排除条例（抄）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除）

第 7 条 本市は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等及び売払い等の契約の相手方（以下「契約相手方」という。）及び次に掲げる者（以下「下請負人等」という。）となることを許してはならないものとする。

- (1) 下請負人（公共工事等に係るすべての請負人又は受託者（契約相手方を除く。）をいい、第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）
- (2) 契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人に該当する者を除く。）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第 8 条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から 1 年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第 3 号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

（公共工事等及び売払い等に関する不当介入に係る報告等）

第 9 条 何人も、公共工事等及び売払い等において、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）をしてはならない。

- 2 契約相手方及び下請負人等は、公共工事等及び売払い等に係る契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに本市に報告しなければならない。

帳票見本

- 新規申請の方のみ、申請入力後システムから出力できます。

- 大阪市提出書類確認表 ○ 大阪市使用印鑑届 ○ 宛名ラベル

〒541-0053
大阪府大阪市中央区本町1-4-5
大阪産業創造館9階

大阪市製約財局 契約部 契約課
工事契約グループ 宛
御座・建設コンサルタント等 宛御申請
(お電話番号：TXX30000)

大阪市発注印刷用紙

大阪市製約財局 契約部 契約課
工事契約グループ 宛
御座・建設コンサルタント等 宛御申請
(お電話番号：TXX30000)

大阪市発注印刷用紙

大阪市製約財局 契約部 契約課
工事契約グループ 宛
御座・建設コンサルタント等 宛御申請
(お電話番号：TXX30000)

大阪市発注印刷用紙

大阪市製約財局 契約部 契約課
工事契約グループ 宛
御座・建設コンサルタント等 宛御申請
(お電話番号：TXX30000)

大阪市発注印刷用紙

大阪市製約財局 契約部 契約課
工事契約グループ 宛
御座・建設コンサルタント等 宛御申請
(お電話番号：TXX30000)

大阪市発注印刷用紙

大阪市製約財局 契約部 契約課
工事契約グループ 宛
御座・建設コンサルタント等 宛御申請
(お電話番号：TXX30000)

この様式は申請後、電子調達システムから出力できます。

大阪市使用印鑑届記載例

測量・建設コンサルタント等
TX000000

大阪市使用印鑑届

「注意すること」

- ・ A4 縦型用紙に片面印刷してください。
- ・ 枠から印がはみ出ないようにしてください。

商号又は氏名	(株)*****
代表者役職氏名	****役職*****
受任者役職氏名	****役職*****
押印欄	実 印 使 用 印

「代表者の実印」

※印鑑登録された代表者の印を鮮明に押印してください。

「使用印として登録できないもの」

- × 商号等又は氏名、役職名が登録内容と異なる印（実印、役職の一部を表示した印は登録可能）
- × 商号等のみ、部署名のみ印
- × 受任者を設定している場合の代表者の実印
- × スタンプ印

「代表者の印（受任者を設定している場合は受任者の印）」

※鮮明に押印してください。

※提出書類は、控えを取っておいてください。
 ※A4縦型用紙に片面印刷をしたものを提出してください。
 ※実印、使用印ともに枠からはみ出ないように、鮮明に押印してください。
 ※押印欄には、次の要件を満たす印を押印してください。
 ・実印欄：「印鑑証明書又は印鑑登録証明書」と同一の印
 ・使用印欄：役職名又は氏名（氏名、氏又は名）が表示された印
 入札、見積り、契約の締結、共同企業体の結成等に使用します。
 ※使用印として登録できないもの
 ×商号等又は氏名、役職名が登録内容と異なる印（実印、役職の一部を表示した印は登録可能）
 ×商号等のみ、部署名のみ印
 ×受任者を設定している場合の代表者の実印
 ×スタンプ印

この様式は申請後、電子調達システムから出力できます。

大阪市からのお知らせ

大阪市における入札契約制度の改正や今後の方針についての発表等は大阪市電子調達システムホームページ上（<https://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp>）において随時発表します。

申請を行われる方及び有資格者の方は最新情報・お知らせを参照のうえ、入札などに参加していただきますようお願いいたします。

The screenshot shows the homepage of the Osaka City Electronic Procurement System. The header includes the city logo and the URL <https://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>. The main navigation menu on the left lists various services like '入札情報サービス' (Bidding Information Service) and '電子入札システム' (Electronic Bidding System). The central area features several announcement boxes, including '入札・契約制度に関するお知らせ' (Announcement regarding bidding and contract systems) and 'システム利用に関するお知らせ' (Announcement regarding system usage). The right sidebar contains a list of 'バナー広告募集中' (Banner advertisement recruitment). Below the main content, there are sections for '資料・ご案内' (Materials and Guidance) and 'リンク先' (Links). The footer includes contact information for the Osaka City Procurement Office and a note about system usage hours.

「入札参加資格申請」「ID発行」などはこちら

「申請要領」「操作マニュアル」などはこちら

「入札・契約制度に関するお知らせ」

「入札案件の中止、公告内容の修正などに関するお知らせ」はこちら

「電子入札以外の情報」はこちら

よくある質問と回答

質 問	回 答				
今回新たに大阪市に申請したいのですが、どのようにすればよいですか。	次の2つの申請があります。 <u>必要とする承認期間によっては、随時申請と定期申請の両方の申請が必要となりますのでご注意ください。</u> <table><tr><td>令和8年3月31日までの承認が必要な方【随時申請】</td></tr><tr><td>申請期間・・・令和8年1月31日まで 承認期間・・・承認日から令和8年3月31日まで</td></tr><tr><td>令和8年4月1日の承認が必要な方【定期申請】</td></tr><tr><td>申請期間・・・令和7年11月10日から令和7年12月12日まで 承認期間・・・令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）</td></tr></table> - それぞれの申請要領をよくご覧になり、大阪市の申請受付期間に電子申請により申請してください。書類の提出も必要です。 - 両方の申請を行う場合は、ID・パスワードを別々に取得し、申請してください。 - 大阪市の承認日に大阪府に登録されている必要があります。大阪府に登録がない場合は、大阪府の競争入札参加資格申請も行ってください。大阪府への書類の提出も忘れずに行ってください。	令和8年3月31日までの承認が必要な方【随時申請】	申請期間・・・令和8年1月31日まで 承認期間・・・承認日から令和8年3月31日まで	令和8年4月1日の承認が必要な方【定期申請】	申請期間・・・令和7年11月10日から令和7年12月12日まで 承認期間・・・令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）
令和8年3月31日までの承認が必要な方【随時申請】					
申請期間・・・令和8年1月31日まで 承認期間・・・承認日から令和8年3月31日まで					
令和8年4月1日の承認が必要な方【定期申請】					
申請期間・・・令和7年11月10日から令和7年12月12日まで 承認期間・・・令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）					
現在、大阪府にも大阪市にも登録があります。大阪市の継続申請はどのようにすればよいですか。	- 大阪市の定期申請受付期間に、電子申請により申請してください。書類提出は不要です。 - 令和8年4月1日時点で「大阪府の測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿に登録があること」が大阪市入札参加資格審査要件のひとつとなります。必ず大阪府の入札参加資格審査申請期間中に継続の申請手続きを行ってください。				

質 問	回 答
現在、大阪府に登録がありませんが、いつまでに大阪府に登録されていれば大阪市へ申請ができますか。	・ 大阪市の承認日（令和 8 年 4 月 1 日）に大阪府に登録されている必要があります。 ・ <u>大阪府に申請中（登録はまだ）の方や、大阪府への申請がまだの方でも、令和 8 年 4 月 1 日時点で大阪府に登録されていれば問題ありません。（ただし、必ず今回の大阪市の定期申請を行う必要があります。）</u> ・ 大阪市への申請時に大阪府の業者番号（ID：7 桁の数字）を入力していただきますが、大阪市への申請入力時において、大阪府への申請がまだの方については、大阪市への申請が済んだ後、大阪府へ申請を行ってください。大阪府へ申請後すぐに業者番号が取得できますので、再度大阪市電子調達システム＞業者登録システム にログインし、申請メニュー「補正があります」＞「補正」 で大阪府の業者番号を入力し送信してください。 ・ 令和 8 年 4 月 1 日までに大阪府に登録されるためには、令和 7 年 12 月 12 日までに大阪府に申請しておく必要があります。
現在、大阪府の有資格者ですが、大阪市へは何もしなくても登録されるのですか。（大阪市への申請は必要ないのですか。）	・ 大阪府の有資格者であっても、自動的に大阪市の有資格者となるわけではありません。 ・ 大阪府の有資格者のうち、大阪市の入札参加を希望される方は、大阪市への申請も必ず行う必要があります。
現在、大阪市の随時申請中ですが、そのまま承認後、令和 8 年度に継続されますか。	・ 令和 5・6・7 年度随時承認の資格有効期限は令和 8 年 3 月 31 日までです。 ・ 令和 8 年 4 月以降も引き続き大阪市の登録を希望する場合は、今回の定期申請を行ってください。（併せて、大阪府での令和 8・9・10 年度分の競争入札参加資格審査申請を行い、承認を受けてください。） ・ 大阪市の定期申請を行う際の ID・パスワードは、新たに取得してください。随時申請時の ID・パスワードは、随時申請専用となります。（ただし、定期申請と随時申請を同時に申請された方は、随時申請承認後は、随時申請時の ID・パスワードでログインいただき、申請内容をご確認ください。）
大阪市の支店登録内容と大阪府の支店登録内容を別にしたい。	・ 大阪府に登録した契約先営業所がそのまま大阪市の契約先営業所になります。異なる内容での登録はできません。
大阪市への申請手続きの中で、登録種目はどこで申請するのですか。	・ 大阪府に登録した種目が、大阪市への登録種目となります。大阪市の申請手続きの中で、「登録種目」の申請はありません。
登録種目のどれに登録したらいいのかわかりません。	・ 申請者の業務内容は多岐に渡るため、種目の例示を参考にし、大阪府への申請時に登録種目を選択してください。登録種目数の制限はありません。

質 問	回 答
大阪市への申請後、大阪府の業者番号を取得した。どうすればよいですか。	・ 大阪市への申請に大阪府の業者番号を入力していただく必要があります。大阪市電子調達システム＞業者登録システムにログイン＞申請メニュー「補正があります」＞「補正」で大阪府の業者番号を入力し送信してください。 ・ 大阪府の業者番号の入力だけであれば、書類の再提出は不要です。
会社が合併予定だが、届出が必要ですか。	・ 大阪府に変更申請を行い、認定を受けてください。認定の内容によっては、大阪市に書類の提出が必要となる場合があります。詳しくは、大阪市電子調達システムの「各種資料ダウンロード」より、変更が生じた場合の操作説明をご確認ください。 ・ また、大阪市と取引中（入札・見積手続き中等含む）に合併等（分割、事業譲渡等含む）が生じる場合は、事前に取引先の担当に連絡し、指示を受けてください。
申請受付期間内に電子申請を行ったが、提出書類を出し忘れて受付最終期限を過ぎてしまった。どうすればよいですか。	・ 書類の提出が無い場合は、申請が完了していないため承認されません。ID・パスワードも無効となります。令和8年度に入ってから<u>の随時申請において再度、仮ID・パスワードを取得するところからやり直し、申請入力後に出力される最新の書類（大阪市使用印鑑届等）を提出していただく必要があります。</u> ・ 提出書類受付最終日の午後 5 時 30 分を過ぎて到着した提出書類については受付しませんので、同様に承認されません。
大阪市への申請後、承認日までに申請内容に変更（代表者の変更など）が生じたが、どうすればよいですか。	・ 大阪府の競争入札参加資格審査申請の変更手続きを行ってください。なお、変更内容に応じて大阪市への提出書類（「大阪市使用印鑑届」等）の再提出が必要になりますので、大阪市の各担当（21 ページ）までご確認ください。

申請についてのお問い合わせ

申請について不明な点は、各担当へお問い合わせください。

申請の内容に関すること	電話 06-6484-7424、7893 大阪市契約管財局契約部契約課工事契約グループ
システムの操作に関すること	電話 06-6945-4003 大阪市電子調達システムヘルプデスク

大阪府の競争入札参加資格審査申請に関すること	電話 06-6944-6429・6803 大阪府総務部契約局 総務委託物品課総務・資格審査グループ
大阪府のシステムの操作に関すること	電話 06-4400-5180 大阪府電子契約ヘルプデスク
大阪府電子契約ポータルサイト https://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/portal/index	
大阪府【測量・建設コンサルタント等業務】競争入札参加資格登録に関すること https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-kensetsu/index_konsaru.html	

大阪市電子調達システムホームページ <https://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>

大阪市電子入札

検 索



令和8・9・10年度測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請要領（定期申請用） 第1版

大阪市